

「学問と社会のあり方」研究会 講演予稿

「どうして日本の科学政策は現場とズレる？ 研究費配分と研究不正を例に」

2007年9月20日(木)17:00-19:00 総合地球環境学研究所(京都)

白楽ロックビル

お茶の水女子大学大学院・ライフサイエンス専攻・教授

haklak@haklak.com

【講演要旨】

1. はじめに

私は、大学学部、大学院、ポスドク、筑波大学生物科学系講師、お茶の水女子大学理学部生物学科・助教授・教授と、その研究生生活の約40年間を、タンパク質の精製をしたり、動物癌細胞を培養する実験バイオ科学者として研究してきた。研究テーマを特定すると「細胞接着分子の生化学」である。

その間、田邊賞を受賞し(2002年、日本トキシコロジー学会)、多くの優れた研究成果を国際一流誌に発表し、国際会議の招待講演をこなし、1億円以上の外部研究費を獲得し、特許を申請し、バイオ企業のコンサルタントを務め、多数の英語・日本語の解説文を発表し、多くの学生・院生を育てた。研究成果は新聞に報道され(数回)、テレビ番組(「所さんの目がテン」など)に出演した。

2. 「バイオ政治学」に移行

バイオ研究は、生命の不思議を分子レベルで解明し、新しい知識体系・論理体系を構築する作業である。しかし、現実には、学生・院生にとって、就職の道具であり、研究者にとって、生活の道具、出世の道具でもある。その結果、バイオ研究は、金儲けの道具、生命操作・品種改良の道具ともなるが、生物学者として生命をトコトン操作できる素晴らしい技術研究だと思う。しかし、現実には技術がどんなに素晴しくても、研究成果である遺伝子組み換え食品は日本の庶民に拒絶されている。バイオ研究は、人間の幸福のためでなくてはならない。研究の発展より人々の幸福を優先すべきである。現実のバイオ研究者は、どう考えているのだろうか。

私は、大学院生の頃から、頭の片隅に、先端バイオ研究はいずれ社会的観点を取り入れなければ健全に発展しないだろうと感じていた。その後、月日が流れ、それなりに歳をとり、中年のおじさんになった。

1995年に文部省在外研究の機会が与えられた時、バイオ実験科学ではなく、結局、「学問と社会のあり方」の研究を選択しようとした。しかし、「学問と社会のあり方」の研究がどういうものか全くわからない。知識も哲学も方法もない。先生もいない。わからないまま、自分の心の言葉に従って、「バイオ研究技術を国民の幸福に結びつけるにはどうしたらよいか？」に問題を設定し、「研究費配分」の調査研究を初めた。

1995年、アメリカのNIH(国立生命科学研究機構)・国立がん研究所の研究費配分事務局に5カ月滞在し、アメリカの研究費配分の思想・実務・文化を調査研究した。人間の行為の1つの

根幹は「カネ」だと思ったからだ。そのアメリカで学んだことは、バイオ研究の目的は「アメリカ国民の幸福の増進」であって、バイオ科学の繁栄でも、ましてやバイオ科学者の繁栄でもないということだ。科学や科学者の繁栄は手段であって目的ではない。そして、「バイオ研究技術を国民の幸福に結びつけるにはどうしたらよいか？」という問題を「バイオ政治学」と名付け、その研究をする覚悟を決めた。

3. 研究費配分

私は、アメリカのNIH(国立生命科学研究機構)・国立がん研究所の研究費配分事務局に滞在し研究費配分制度を学んだ最初の外国人だった。

そこでは、日本では聞いたことがない驚くべき研究費配分制度が進められていた。そこで展開している研究費配分の実態を、単行本『アメリカの研究費とNIH』(1996年)にまとめた。この本は、日本政府が導入すべき点も指摘した。その数点を以下にリストする。

- 申請回数
- 審査合議制
- 審査報告書
- 利害関係の排除
- 間接経費
- プログラムディレクター
- エフォート

日本では、2001年1月に発足した総合科学技術会議が、精力的に研究費配分制度を改革し、上記の諸項目を検討した。日本政府の研究費助成機関、特に文部科学省傘下の研究費助成機関である日本学術振興会と科学技術振興機構が改革の実行部隊だった。従来本省が行っていた研究費助成業務を移管された直後の時期にあたり、新しい研究費配分制度をドンドン導入した。

私の提言は、日本政府の科学技術行政に大きな影響を与えたと自負している。制度改革の山場は、研究費配分機関にプログラムオフィサー制度を導入した2003年頃で、現在は、改革した制度の軽い手直しをしながら、研究費配分制度が稼働していると思われる。

私は、この改革を自分の手で実行したかった。しかし、国会議員と政府官僚に意見を述べる機会は与えられたものの、改革の実行者になっていない。アメリカの事情を知り過ぎているため、煙たかったのかもしれない。アメリカに滞在し、歴史・風土・伝統・社会的制度からみた研究システムを肌で吸収しないと、上記の項目は導入できても、精神は導入できない。だから、実は、現在のシステムのあちこちに問題がある。

日本の科学政策は、「功なり名とげた」元科学者の威光をたてに、科学の現場を知らない官僚がものごとを決めていく従来型政策決定システムが保持されている。現場の科学者は政策

改革に加われない。そして出来上がった日本の研究費配分制度は、「野球であってベースボールではない」。似て非なる制度、まやかしの制度になってしまった。「現場の科学研究者のセンスが政策に生かされていない」。だから、現場の科学研究者が気持ちよく研究し自分の能力を最大限発揮できる研究費配分制度になっていない。

「どうして日本の科学政策は現場とズレる?」。かつては科学の「現場」にて専門分野で成功した研究者は、自分の狭い専門分野ではエキスパートである。また、若い時から研究の過程で大きな問題を感じなかったからこそ、狭い専門分野で成功できた。だから、科学政策の問題解決とは異なる経歴と能力の持ち主なのだ。極端に言えば、「異なる」というよりむしろ、科学政策をゆだねるには「困る」経歴と能力なのだ。ところが、官僚は、こういう狭い専門分野で成功した科学者に科学政策をゆだねる風潮がある。また、科学界でも、政府に科学政策上の意見述べるのが成功した科学者であるという間違っただけの価値観を植え付けられている。こういう偉い科学者は、「知」の独立よりも行政の傘下に入り、保身に生きるだろう。さらに、本来、科学者は政治家と協力して科学技術政策を推進すべきところ、政治家を蔑視または逆に自己への利益誘導の道具という次元の低い価値観にとらわれている。

4. 研究者倫理

1980年、私がアメリカの国立がん研究所で癌の基礎研究をしていた時、コーネル大学の大学院生が癌研究のデータを捏造した事件が発覚した。この事件はノーベル賞級の研究室で起こったこともあり、アメリカのバイオ研究界に衝撃を与え、以後、アメリカ議会・政府・科学界が研究者倫理に正面から向きあうことになった。私は、その時、同僚がコーネル大学・大学院出身だったことで、この事件の話を詳細に聞き、解説文を日本の雑誌に発表した(「リン酸化カスケード仮説の真偽」生体の科学(1981年))。

バイオ研究には、倫理問題がつきまとう。生命倫理と研究者倫理の両方を確立しないと、研究活動が危うくなる。しかし、適切な指針はない。そこで、生命倫理に関しては『生物改造時代がくる』(1999年)という教科書を翻訳することで自分なりに納得した。次に、研究者倫理にも十分な対応が必要だと感じていた。

そして、最近の数年間、科学者の不正行為がマスコミで多く取り上げられている。米国では、2002年に超伝導の分野でシェーンによるデータ捏造事件、2003年に著名な医学者のバトラー事件、2005年に歴史上最初に実刑が課された医学者のポールマン事件が発覚している。アジアでは2005年に韓国のES細胞事件、日本でも、2003年に東京大学の産婦人科教授、2004年に理化学研究所研究員、2005年に大阪大学医学系教授、2006年に早稲田大学教授等、事件が後を絶たない。

米国では、1989年発足の科学公正局(1992年に研究公正局:ORIとなる)が、事件の調査、罰則の制定、研究倫理ガイドラインの作成をし、防止策に取り組んできた。

しかし、日本には研究公正局に相当する機関はいまだに存在しない。また、日本学術会議、文部科学省、大学・研究所の対応は、十分とは思えない。

日本の対応は、ここでも、従来型政策決定システムが保持されている。「功なり名とげた」元科学者の威光をたてに、科学の現場を知らない官僚が、罰則や研究倫理ガイドライン決めている。「現場の科学研究者のセンスが政策に活かされていない」のだ。その実例を、平成18年8月8日付けの文部科学省ガイドライン「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」の「盗用」を例に説明する。ただ、これは一例でしかない。

結局、現場の科学者は、バカバカしいから(こういうことで研究費が増えたり地位が上昇しないので)、科学研究体制の問題点について発言しない。だから、現場にそぐわないガイドラインが制定される。科学者は、ほとんどまともに検討せず、制度は錆びていく。そして出来上がった日本の研究システムは、あちこちに問題があるシステムになってしまう。

5. おわりに

本講演では、「アメリカの研究費配分制度」、「日本の研究不正」を例に、日本の科学政策はもっと現場の科学者を取り込み(あるいは双方向の交流をし)、健全な科学技術社会の構築を目指すべきだと主張したい。また、現場の科学者は、自分の狭い専門領域だけでなく、科学周辺の問題(つまり、国民の幸福に結びつける行為)に対応すべきだとも主張したい。そして、そういう研究や活動をする科学者を重用する科学文化にすることが日本の将来に重要だと信じている。

6. 参考文献

1. 白楽ロックビル(1996)「アメリカの研究費とNIH」、共立出版、東京。
2. 白楽ロックビル(2005)「研究費不正の病理学」、医学のあゆみ、212巻、694-695。
3. 白楽ロックビル(2006)「研究者の公正倫理」、工学教育、54巻、61-69。
4. 白楽ロックビル ホームページ <http://www.haklak.com>
5. 文部科学省(2006)「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316/001.pdf